

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 構 想

令和6年7月

士別市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、北海道北部の北海道第2の長流、天塩川の最上流部に位置し、地域を流れる天塩川や剣淵川により形成された平坦部と森林資源豊かな丘陵地により構成され、その立地条件を生かして稲作を中心とする農業生産が進められてきたが、米の生産調整対策の取組みに伴い、農業経営の形態は様々な変化を示し、水稻から畑作や野菜への作付移行が定着しつつある。

また、畜産における酪農経営は、飼養戸数は減少しているが、1戸当たり乳用牛飼養頭数や1頭当たり生乳生産量がわずかながら増加しており、肉用牛の飼養も乳用種を中心として大規模飼養経営が展開されている。

1戸当たりの耕地面積が、令和2年では27.4ヘクタール、69%が主業農家で、広い農地を生かした大規模経営により低コストで生産性の高い農業が展開されている。

今後は、積雪寒冷という本来農業には不利な条件を逆手にとり、冷涼な気候を特性とした、クリーン農業の展開とともに、畑作物では小麦・豆類・てん菜・馬鈴しょを基幹作物とした輪作体系の確立に努め、さらにその基盤となるほ場について整備改良とともに有機物施用や緑肥作物の導入等による土づくりを積極的に推進する。

また、畜産農家の家畜排せつ物の適正な処理とともにその流通・利用を促進するため、耕種農家との連携強化を図る必要がある。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本市の農業構造については、収益性の追求と農業技術や機械化体系の飛躍的進歩に歩調を併せ、総農家戸数は年々減少し、令和2年では販売農家戸数は467戸となっているが、後継者のいない農家の割合が増加する中で、農業従事者の高齢化や労働力不足などから離農が増加する傾向にあり、農家戸数は今後も引き続き減少していくものと見込まれている。

また、経営主の高齢化が一層進行する中で、農地の集積も既に飽和状態に近づいていることから、個別農家の規模拡大に頼る対応が限界に達し、今後、農地中間管理事業の活用、農作業受委託体制の構築並びに法人の設立等により農地の流動化が進む可能性が高まっている。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の大部分を担う農業

構造の確立を目指す。

- 4 本市は、将来の士別市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を支援することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たり、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業改良普及センター等が十分な相互の連携の下での確な指導を行うため、士別市担い手育成総合支援協議会を中核とし、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする議論の推進を図る。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、利用権設定等を進める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、地域及び営農実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図り、農業法人数の目標を76法人とする。

そして、担い手農家が不足し遊休農地の発生が見込まれる地区においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と兼業農家、高齢農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、他の農業者等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組

織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化、経営改善方式の提示等を重点的に指導し、研修会を開催するなど農業改良普及センターの協力を得ながら行う。

- 6 「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下、同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

- 7 人口の減少や高齢化に伴い、農作業の繁忙期に労働力不足が生じており、一部地域では、労働力を補完するためにファームコントラクター等が設立され、作業委託により労働負担の軽減が図られている。

一方、人材派遣会社や知人などを通じて労働力の確保が図られているものの、充足されていない状況となっているため、農業労働力不足の解消に向けて、地域農業者との話し合いや関係機関と連携を図り、地域の事情に応じた労働力確保を推進する。

なお、畜産においては、公共牧場の活用や酪農ヘルパーの運営、TMRセンター等の活用により労働力の確保・省力化が図られており、引き続きこれらの取組を推進する。

- 8 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は7人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層が職業として農業を選択するよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営到達目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間概ね5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人が54法人あり、その育成・強化を図る。

② 新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標所得の5割程度である1経営体あたり概ね250万円を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に士別市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、士別市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲専業	(作付面積等) ・ 水稲 18.0ha	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 水稲育苗ハウス一式 ・ 乗用田植機 (8条) ・ 自脱型コンバイン (5条) ・ 農舎外 <スマート農業技術> ・ 自動操舵システムによる省力化 (その他) ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 育苗、移植、収穫の共同作業による省力化 ・ 高性能機械の導入等による作業能率の向上	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 高性能機械の導入による作業時間の短縮 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人
2 水稲＋野菜	(作付面積等) ・ 水稲 3.4ha ・ 南瓜 1.0ha ・ ブロッコリー 1.0ha ・ 玉葱 2.0ha ・ グリーンアスパラ (ハウス) 0.1ha ・ 休閒緑肥 1.0ha 計8.5ha	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 水稲育苗ハウス一式 ・ 玉葱育苗ハウス一式 ・ 農舎外 (共同利用) ・ 乗用田植機 (6条) ・ 自脱型コンバイン (4条) ・ 玉葱移植機 ・ 玉葱収穫機外 <スマート農業技術> ・ 自動操舵システムによる省力化 (その他) ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 高性能機械の導入による作業能率の向上 ・ 堆肥を活用した地力の維持増進	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・ 野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3水稲＋畑作	(作付面積等) ・水稲 5.5ha ・大豆 1.25ha ・馬鈴しょ（生食） 2.5ha ・てん菜（直播） 2.5ha ・秋小麦 2.5ha ・小豆 1.25ha 計15.5ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(59kw) ・水稲育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・乗用田植機（6条） ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
4水稲＋畑作＋野菜	(作付面積等) ・水稲 4.0ha ・秋小麦 1.0ha ・大豆 1.0ha ・玉葱 1.5ha ・グリーンアスパラ（露地） 0.5ha ・ブロッコリー 1.0ha ・休閒緑肥 1.0ha 計10.0ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(37kw) ・水稲育苗ハウス一式 ・玉葱育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・乗用田植機（6条） ・自脱型コンバイン ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5畑作専業 (純畑)	(作付面積等) ・春小麦 2.5ha ・秋小麦 2.5ha ・大豆 2.5ha ・小豆 2.5ha ・てん菜(直播) 2.5ha ・馬鈴しょ(加工) 2.5ha ・馬鈴しょ(生食) 2.5ha 計17.5ha	(資本装備) ・乗用トラクタ51～81kw ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
6畑作専業 (転作)	(作付面積等) ・春小麦 2.0ha ・秋小麦 2.0ha ・大豆 2.0ha ・小豆 2.0ha ・てん菜(直播) 2.0ha ・馬鈴しょ(加工) 2.0ha ・馬鈴しょ(生食) 2.0ha 計14.0ha	(資本装備) ・クローラトラクタ ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7畑作＋野菜	(作付面積等) ・秋小麦 2.0ha ・てん菜(直播) 2.0ha ・馬鈴しょ(生食) 2.0ha ・大豆 2.0ha ・玉葱 2.0ha 計10.0ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(59kw) ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
8野菜専業	(作付面積等) ・グリーンアスパラ(露地) 0.2ha ・グリーンアスパラ(ハウス) 0.05ha ・ブロッコリー 1.2ha ・南瓜 1.2ha ・玉葱 2.0ha ・さやえんどう 0.05ha ・休閒緑肥 1.0ha 計5.7ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(37kw) ・玉葱育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機外 (その他) ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・栽培体系の確立による労働力の時期別平準化 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9水稲＋肉牛	(作付面積等) ・水稲 18.0ha ・飼料作物 15.0ha 計33.0ha (飼養頭数) ・繁殖牛 (黒毛和種) 12頭 ・育成牛 8頭 計20頭	(資本装備) ・乗用トラクタ (44～81kw) ・自脱型コンバイン ・水稲育苗ハウス一式 ・農舎外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 (その他) ・水稲と繁殖肥育一貫を組み合わせた複合経営 ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
10畑作＋肉牛	(作付面積等) ・春小麦 1.5ha ・秋小麦 1.5ha ・大豆 1.5ha ・小豆 1.5ha ・てん菜 (直播) 1.5ha ・馬鈴しょ (加工) 1.5ha ・馬鈴しょ (生食) 1.5ha ・飼料作物 15.0ha 計25.5ha (飼養頭数) ・繁殖牛 (黒毛和種) 12頭 ・育成牛 8頭 計20頭	(資本装備) ・乗用トラクタ (44～81kw) ・自脱型コンバイン ・農舎外 (共同利用) ・ビーンスレシャー ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・畑作物と繁殖肥育一貫を組み合わせた複合経営 ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
11畑作＋酪農	(作付面積等) ・秋小麦 1.5ha ・大豆 1.5ha ・てん菜(直播) 1.5ha ・馬鈴しょ(生食) 1.5ha ・飼料作物 21.0ha 計27.0ha (飼養頭数) ・経産牛 20頭 ・育成牛 16頭 計36頭	(資本装備) ・牛舎 ・乗用トラクタ ・バルククーラー ・農舎外 (共同利用) ・ビーンハーベスター ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・汎用コンバイン ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 ・搾乳ロボット、自動給餌器、やさ寄せロボットによる省力化 (その他) ・畑作物と酪農を組み合わせた複合経営 ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化 ・ヘルパーによる作業時間の短縮 ・ヘルパー活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
12酪農専業 (60頭型)	(作付面積等) ・採草地 30.0ha ・サイレージ用とうもろこし 15.0ha 45.0ha (飼養頭数) ・経産牛 60頭 ・育成牛 37頭 計97頭	(資本整備) ・牛舎 ・育成舎 ・カーフハッチ ・乾燥舎 ・バルククーラー ・飼料調整機械一式外 <スマート農業技術> ・搾乳ロボット、自動給餌器、やさ寄せロボットによる省力化 (その他) ・ヘルパーの活用 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元 ・育成牛は公共牧場利用	・複式簿記記帳の実施 ・乳検データの活用 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化 ・ヘルパーによる作業時間の短縮 ・ヘルパー活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
13酪農専業 (120頭型)	(作付面積等) ・採草地 80.0ha ・サイレージ用とうもろこし 13.0ha 93.0ha (飼養頭数) ・経産牛 120頭 ・育成牛 67頭 計187頭	(資本整備) ・牛舎 ・育成舎 ・ミルクングパーラー ・乾乳舎 ・飼料庫 ・カーフハッチ ・パルククーラー ・飼料調整機械一式外 <スマート農業技術> ・搾乳ロボット、自動給餌器、えさ寄せロボットによる省力化 (その他) ・フリーストール・ミルクングパーラーによる搾乳 ・TMRセンターの活用 ・スラリーストアーを活用した液肥生産とその草地への利用還元 ・育成牛は公共牧場利用	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
14肉牛専業 (専用種一環経営)	(作付面積等) ・採草地 56.0ha (飼養頭数) ・繁殖牛 70頭 ・肥育牛 75頭 常時飼養頭数 145頭	(資本整備) ・牛舎 ・カーフハッチ ・乗用トラクタ (59kw) ・乾草庫 ・堆肥舎 外 (その他) ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
15肉牛専業 (乳用種肥育出荷経営)	(作付面積等) ・採草地 156.0ha (常時飼養頭数) ・ホル雄牛 1,500頭	(資本整備) ・牛舎 (ルーズバーン) ・パドック ・乾草庫 ・堆肥舎 ・飼料調整機械一式外 ・乗用トラクタ (59kw) 外 (その他) ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元 ・省力的多頭飼育技術と肥育技術の高度化による収益の確保	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 (雇用) 3人
16肉牛専業 (乳用種ほ育育成経営)	(作付面積等) ・採草地 200.0ha (常時飼養頭数) ・ホル雄牛 3,000頭	(資本整備) ・牛舎 (ルーズバーン) ・パドック ・乾草庫 ・堆肥舎 ・飼料調整機械一式外 ・乗用トラクタ (59kw) 外 (その他) ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元 ・省力的多頭飼育技術と肥育技術の高度化による収益の確保	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 (雇用) 5人
17 めん羊+畑作	(飼養頭数) ・繁殖用成雌 64頭 ※最大飼養頭数 145頭 ※出荷頭数 61頭 (作付面積等) ・ブロッコリー 0.7ha ・南瓜 1.5ha	(資本整備) ・羊舎 (2棟) ・乗用トラクタ ・軽トラック ・圃場整備用作業機	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 2人

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1水稲主体	(作付面積等) ・水稲 30.0ha ・秋小麦 10.0ha ・大豆 10.0ha ・小豆 5.0ha ・てん菜（直播） 10.0ha ・南瓜 5.0ha ・人参 5.0ha 計75.0ha	(資本装備) ・乗用トラクタ（44～81kw） ・水稲育苗ハウス一式 ・乗用田植機（8条） ・自脱型コンバイン（5条） ・農舎外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・育苗、移植、収穫の共同作業による省力化 ・高性能機械の導入等による作業能率の向上	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 5人
2畑作主体	(作付面積等) ・春小麦 8.0ha ・秋小麦 8.0ha ・大豆 8.0ha ・てん菜（直播） 8.0ha ・馬鈴しょ（生食） 4.0ha ・馬鈴しょ（加工） 4.0ha ・南瓜 5.0ha ・ブロッコリー 3.0ha ・休閒緑肥 8.0ha 計56.0ha	(資本装備) ・クローラトラクタ ・農舎 ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトハーベスター ・てん菜収穫機外 <スマート農業技術> ・自動操舵システムやドローンによる省力化 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 5人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3酪農専業	(作付面積等) ・採草地 157.0ha ・サイレージ用とうもろこし 40.0ha 計197.0ha (飼養頭数) ・経産牛 250頭 ・育成牛 150頭 計400頭	(資本装備) ・ふん尿処理施設 ・牛舎 (フリーストール) ・milkingパーラー ・育成舎 ・乾乳舎 ・カーフハッチ ・パルククーラー ・スキットローダ ・トラクタ (74kw) ・TMRミキサー ・バンカーサイロ ・飼料調整機械一式外 外 <スマート農業技術> ・搾乳ロボット、自動給餌器、やさ寄せロボットによる省力化 (その他) ・フリーストール・milkingパーラーによる搾乳 ・TMRセンターの活用 ・スラリーストアーを活用した液肥生産とその草地への利用還元 ・育成牛は公共牧場利用	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 4人

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの (たとえば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体2組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

3 営農類型毎の農業所得には、経営所得安定対策交付金を含める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に士別市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、士別市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲専業	(作付面積等) ・ 水稲 9.0ha	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 水稲育苗ハウス一式 ・ 乗用田植機 (8条) ・ 自脱型コンバイン (5条) ・ 農舎外 (その他) ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 育苗、移植、収穫の共同作業による省力化 ・ 高性能機械の導入等による作業能率の向上	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 高性能機械の導入による作業時間の短縮 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人
2 水稲＋野菜	(作付面積等) ・ 水稲 1.7ha ・ 南瓜 0.5ha ・ ブロッコリー 0.5ha ・ 玉葱 1.0ha ・ グリーンアスパラ (ハウス) 0.1ha ・ 休閒緑肥 0.5ha 計4.3ha	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 水稲育苗ハウス一式 ・ 玉葱育苗ハウス一式 ・ 農舎外 (共同利用) ・ 乗用田植機 (6条) ・ 自脱型コンバイン (4条) ・ 玉葱移植機 ・ 玉葱収穫機外 (その他) ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 高性能機械の導入による作業能率の向上 ・ 堆肥を活用した地力の維持増進	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・ 野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3水稲＋畑作	(作付面積等) ・水稲 2.7ha ・大豆 0.6ha ・馬鈴しょ（生食） 1.3ha ・てん菜（直播） 1.3ha ・秋小麦 1.3ha ・小豆 0.6ha 計7.8ha	(資本装備) ・乗用トラクタ (59kw) ・水稲育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・乗用田植機（6条） ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
4水稲＋畑作＋野菜	(作付面積等) ・水稲 2.0ha ・秋小麦 0.5ha ・大豆 0.5ha ・玉葱 0.5ha ・グリーンアスパラ（露地） 0.3ha ・ブロッコリー 0.5ha ・休閒緑肥 0.5ha 計4.8ha	(資本装備) ・乗用トラクタ (37kw) ・水稲育苗ハウス一式 ・玉葱育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・乗用田植機（6条） ・自脱型コンバイン ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機外 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5畑作専業 (純畑)	(作付面積等) ・春小麦 1.2ha ・秋小麦 1.2ha ・大豆 1.2ha ・小豆 1.2ha ・てん菜(直播) 1.2ha ・馬鈴しょ(加工) 1.2ha ・馬鈴しょ(生食) 1.2ha 計8.4ha	(資本装備) ・クローラトラクタ ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
6畑作専業 (転作)	(作付面積等) ・春小麦 1.0ha ・秋小麦 1.0ha ・大豆 1.0ha ・小豆 1.0ha ・てん菜(直播) 1.0ha ・馬鈴しょ(加工) 1.0ha ・馬鈴しょ(生食) 1.0ha 計7.0ha	(資本装備) ・クローラトラクタ ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7畑作＋野菜	(作付面積等) ・秋小麦 1.0ha ・てん菜(直播) 1.0ha ・馬鈴しょ(生食) 1.0ha ・大豆 1.0ha ・玉葱 1.0ha 計5.0ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(59kw) ・農舎外 (共同利用) ・汎用コンバイン ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 (その他) ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
8野菜専業	(作付面積等) ・グリーンアスパラ(露地) 0.1ha ・グリーンアスパラ(ハウス) 0.03ha ・ブロッコリー 0.6ha ・南瓜 0.6ha ・玉葱 1.0ha ・さやえんどう 0.03ha ・休閒緑肥 0.5ha 計2.9ha	(資本装備) ・乗用トラクタ(37kw) ・玉葱育苗ハウス一式 ・農舎外 (共同利用) ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機外 (その他) ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・栽培体系の確立による労働力の時期別平準化 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化等による作業時間の短縮 ・野菜の省力化技術の導入 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 水稲＋肉牛	(作付面積等) ・ 水稲 4.5ha ・ 飼料作物 3.5ha 計8.0ha (飼養頭数) ・ 繁殖牛 (黒毛和種) 6頭 ・ 育成牛 4頭 計10頭	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 自脱型コンバイン ・ 水稲育苗ハウス式 ・ 農舎外 (その他) ・ 水稲と繁殖肥育一貫を組み合わせた複合経営 ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 高性能機械の導入による作業能率の向上 ・ 輪作体系の確立	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人
10 畑作＋肉牛	(作付面積等) ・ 春小麦 0.7ha ・ 秋小麦 0.7ha ・ 大豆 0.7ha ・ 小豆 0.7ha ・ てん菜 (直播) 0.7ha ・ 馬鈴しょ (加工) 0.7ha ・ 馬鈴しょ (生食) 0.7ha ・ 飼料作物 8.0ha 計12.9ha (飼養頭数) ・ 繁殖牛 (黒毛和種) 6頭 ・ 育成牛 4頭 計10頭	(資本装備) ・ 乗用トラクタ (37kw) ・ 自脱型コンバイン ・ 農舎外 (共同利用) ・ ビーンスレシャー ・ ポテトプランタ ・ ポテトディガー ・ てん菜収穫機外 (その他) ・ 畑作物と繁殖肥育一貫を組み合わせた複合経営 ・ 乾燥調製は農協施設利用 ・ 高性能機械の導入による作業能率の向上 ・ 堆肥を活用した地力の維持増進 ・ 輪作体系の確立	・ 複式簿記記帳の実施 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・ 農作業の共同化等による作業時間の短縮 (家族労働力) ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
11畑作＋酪農	(作付面積等) ・秋小麦 0.7ha ・大豆 0.7ha ・てん菜(直播) 0.7ha ・馬鈴しょ(生食) 0.7ha ・飼料作物 10.0ha 計12.8ha (飼養頭数) ・経産牛 10頭 ・育成牛 8頭 計18頭	(資本整備) ・牛舎 ・乗用トラクタ ・バルククーラー ・農舎外 (共同利用) ・ビーンハーベスター ・ポテトプランタ ・ポテトディガー ・てん菜収穫機外 (その他) ・畑作物と酪農を組み合わせた複合経営 ・乾燥調製は農協施設利用 ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進 ・輪作体系の確立	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化 ・ヘルパーによる作業時間の短縮 ・ヘルパー活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
12酪農専業 (60頭型)	(作付面積等) ・採草地 30.0ha ・サイレージ用とうもろこし 15.0ha 35.0ha (飼養頭数) ・経産牛 60頭 ・育成牛 37頭 計97頭	(資本整備) ・牛舎 ・バルククーラー ・飼料調整機械一式外 ・育成舎 ・カーフハッチ (その他) ・ヘルパーの活用 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元 ・育成牛は公共牧場利用	・複式簿記記帳の実施 ・乳検データの活用 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・農作業の共同化 ・ヘルパーによる作業時間の短縮 ・ヘルパー活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
13酪農専業 (120頭型)	(作付面積等) ・採草地 80.0ha ・サイレージ用とうもろこし 13.0ha 93.0ha (飼養頭数) ・経産牛 120頭 ・育成牛 67頭 計187頭	(資本整備) ・牛舎 ・育成舎 ・ミルクパーラー ・乾乳舎 ・飼料庫 ・乾草舎 ・カーフハッチ ・バルククーラー ・TMR ミキサー ・バンカーサイロ ・飼料調整機械一式外 (その他) ・フリーストール、ミルクパーラーによる搾乳 ・コントラクタ活用 ・スラリーストアーを活用した液肥生産とその草地へ用還元 ・育成牛は公共牧場利用	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
14肉牛専業 (専用種肥育素牛出荷経営)	(作付面積等) ・採草地 15.0ha (飼養頭数) ・繁殖牛 30頭 ・肥育牛 10頭 外 常時飼養頭数 30頭	(資本整備) ・牛舎 ・乾草庫 ・堆肥舎 ・乗用トラクタ (37kw) 外 (その他) ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
15畜産 (採卵鶏) + 畑作	(作付面積等) ・採草地 2.0ha ・野菜類 0.5ha ・緑肥 2.0ha (常時飼養羽数) ・採卵鶏 300羽	(資本整備) ・乗用トラクタ (37kw) ・プラウ ・ロータリー ・養鶏舎 外 (その他) ・高性能機械の導入による作業能率の向上 ・堆肥を活用した地力の維持増進	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 (家族労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
16 めん羊+畑作	(飼養頭数) ・繁殖用成雌 44頭 ※最大飼養頭数 104頭 ※出荷頭数 44頭 (作付面積等) ・ブロッコリー 0.7ha ・南瓜 1.0ha	(資本整備) ・羊舎(1棟) ・乗用トラクタ ・軽トラック ・圃場整備用作業機	・複式簿記記帳の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働の作業分担制 (家族労働力) ・主たる従事者 2人

(注) 1 営農類型毎の農業所得には、経営所得安定対策交付金を含める。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、家族経営協定締結の推進や地域の実情に応じた労働力確保の推進に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会や農業改良普及センター、農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

これらのサポートは本市や農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、各地区の受入農家協議会で構成する士別市担い手支援協議会が中心となって、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、士別市担い手支援協議会は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて地域計画の修正等の措置を講じる。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

そして、士別市担い手支援協議会が中心となり、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップや定期的な面談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、士別市担い手支援協議会が中心となり、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については士別市担い手支援協議会、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業改良普及センターや農業協同組合、本市認定農業者、指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、士別市担い手支援協議会が中心となり、作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、公益財団法人北海道農業公社や農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を実施し、就農希望者に対し市内での就農に向けた情報提供を行う。

さらに、生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
本市農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形

での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、農業を基幹産業とする中で農業者の高齢化や農家戸数の減少などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、北海道、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の

実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① （２）に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を士別市役所前掲示場及び朝日総合支所前掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有しているなど農業経営基盤強化促法施行令（昭和55年政令第219号）第5条（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨

することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用規程の変更等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更を使用とする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を士別市に届け出るものとする。

- ③ 本市は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（8）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善組合の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う指定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの関係機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は農業生産基盤整備と農業近代化施設の導入等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 本市は、国の事業等によって農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 本市は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ④ 本市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ⑤ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安

定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、士別市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業

- 1 本市は士別市一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年6月21日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成29年9月15日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年5月20日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和6年7月22日から施行する。